

第34回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年3月28日（火）午前9時00分より、役場各種委員会室において第34回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第34回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。5番 南 委員、6番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第34回南幌町農業委員会総会は、3月28日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第34回南幌町農業委員会総会は、3月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年 2月27日、第33回農業委員会総会を開催した。
3月15日 令和5年第1回議会定例会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、3件でございます。

いずれも再認定となり、認定年月日は令和5年3月17日、有効期限は令和10年3月16日までとなっております。

認定番号5の3の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

認定番号5の3の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。

認定番号5の3の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、144経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出

があったので報告する。

令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3,772㎡となります。届出をした日は、令和5年3月7日となり、取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第6 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画**についてを議題といたします。

この議案について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、久保委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、久保委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農

用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者ですが、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、田で2,005.98㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫の建築と農業機械・資材置場を造成する計画を立てましたが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用施設を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、格納庫1棟296.31㎡、既存格納庫1棟266.50㎡、農業機械・資材置場1棟288.00㎡、作業通路1棟345.50㎡、既存農道110.70㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、資料1 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和5年4月中日、完了が令和5年7月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で、2,005.98㎡となり、農地法第5条第2項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第5条第2項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことか

ら、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております久保委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、久保委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長 **日程第7** 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借によるものが1件でござい

ます。

経営移譲による使用貸借の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町東町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で12,362㎡他計20筆ございまして200,195㎡となります。申請理由は、貸主は農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料2の農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号では借主は個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は借主が年240日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、野呂田委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

8番 議長8番

議長 8番 野呂田委員

8番 この件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議 長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請**についてを議題といたします。

この議案について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、久保委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、久保委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第4条の規定によ

る許可申請につきましては、2件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

1件目の転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番〇の内、田で100㎡となります。申請理由は、現在居住している住宅の老朽化のため、新たに申請地を転用し自己居住用の住宅を新築するものです。続きまして、資料3—1の農地法第4条調査書について説明いたします。資料3—1をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農家住宅を建設するには困難である。次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

2件目の転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、田で2,005.98㎡となります。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設敷地に隣接し、利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

続きまして、資料3—2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料3—2をご覧ください。1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性につい

てもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1 番 議長 1 番

議長 1 番 白倉委員

1 番 1 件目につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に農家住宅を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われれます。以上です。

8 番 議長 8 番

議長 8 番 野呂田委員

8 番 2 件目につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いましたが、確かに現在の宅地内に格納庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われれます。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。
退席しております久保委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、久保委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 **日程第9** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

利用権の設定の整理番号4の3の1から2については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決

定につきましては、利用権の設定が5件でございます。

初めに、利用権の設定の整理番号4の3の1から4の3の2までを説明します。

整理番号4の3の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で15,595㎡他計12筆ございまして、136,391㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の1の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で10,707㎡他計10筆ございまして、115,723㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 利用権の設定の整理番号4の3の1から2までについては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4の3の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で18,662㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の3の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,620㎡他計5筆ございまして、68,684㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の3の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で11,216㎡他3筆ございまして、43,708㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定の整理番号4の3の3から5までについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 10 議案第 5 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 5 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について。

農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金事業を実施するため、南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部を改正したので、議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 8 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 5 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について、説明いたします。

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき農業委員の報酬の財源として交付金が交付されるものとして、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に基づき、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めています。現行の指針については、令和 4 年 1 月 2 5 日の第 2 0 回農業委員会総会にて承認されているところですが、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、指針の内容について一部改正を行うものです。

既に承認済みの「指針」につきましては、農地等の利用最適化に関する目標として、認定農業者等への農地の集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、新規参入者の促進にそれぞれ現状と目標を設定しており、今回修正を行う「指針」は全国農業会議所の参考例に準じて作成しています。

改正後の「指針」の内容につきましては、第 1 の基本的な考え

方を新たに加えています。次に、第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法で、1 遊休農地の発生防止・解消の（1）遊休農地の解消目標については、令和3年3月の数値を現状とし、3年後の目標を令和6年3月、目標を現状から5年後の令和8年3月に設定しています。（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、農地中間管理機構等との連携、及び非農地判断を実施していくものとしています。（3）評価方法については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

2 担い手の農地利用の集積・集約化の（1）担い手への農地利用集積目標については、令和3年3月の数値を現状とし、3年後の目標を令和6年3月、目標を現状から5年後の令和8年3月に設定しています。（2）担い手の農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法については、「地域計画」の策定・見直し、農地中間管理機構等の連携による農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチング、農地の利用調整と利用権設定の推進、農地の所有者等を確認することができない農地の有効活用を実施していくものとしています。（3）評価方法については、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価し、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

3 新規参入の促進の（1）促進目標については、令和3年3月の数値を現状とし、3年後の目標を令和6年3月、目標を現状から5年後の令和8年3月に設定しています。数値については、個人・法人ともに1法人、2ヘクタールとしています。（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、関係機関との連携について、新規就農フェア等への参加について、企業参入の推進について、及び農業委員会のフォローアップ活動についてとしています。（3）新規参入の促進の評価方法については、新規参入者（個人、法人）の数により評価し、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況

の公表」のとおりとします。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割、町で策定する「地域計画」に基づき、当農業委員会では、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農地の適正利用の確認、意向把握、担い手への農地の利用調整、農地中間管理事業の活用の働きかけ、及び「地域計画の定期的な見直しへの協力としています。

以上のないようを修正後の指針として定めたいのですが、今後北海道などから細かな修正を求められた場合は、事務局に一任していただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針の一部改正については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第11** 議案第6号 農業委員会の令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農業委員会の令和5年度最適化活動の目標の設定等について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和4年2月2日付け経営第2584号）農林水産省経営局長通知に基づき、

「令和5年度の最適化活動の目標設定等」について議決を求める。
令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。

次ページの最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積。①現状及び課題については、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。②目標につきましては、目標年度を令和8年度として、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね95%としております。

(2) 遊休農地の解消。①現状及び課題及び②目標については、本町では遊休農地の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

次ページの(3)新規参入の促進。①現状及び課題については、令和3年度に新規参入者1経営体、面積1.2ヘクタールとなっています。②目標については、過去3か年の権利移動面積の平均値の1割を設定しております。

続きまして、2最適化活動の活動目標。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、月6日を設定しています。

(2)活動強化月間の設定目標は年3回を予定しており、内容は記載のとおりとなっています。

(3)新規参入相談会への参加目標については、参加回数を1回と設定し、内容は記載のとおりとなっています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、最適化活動の目標の設定等が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第6号 農業委員会の令和5年度の最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第12** 議案第7号 現況調査委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 現況調査委員の指名について。
南幌町農業委員会現況証明取扱内規第3の1の規定により現況調査委員を指名したい。
令和5年3月28日提出。南幌町農業委員会会長名。
令和5年4月から令和5年7月までの現況調査委員の指名については、議案に記載したとおりでございます。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第34回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第34回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時40分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

5 番

6 番